

芦屋町人口ビジョン及び第 2 期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針（案）

1 改訂の経緯

昨年度、国は「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、第 1 期の枠組を引き続き維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組む方針を示しました。地方においても「次期地方版総合戦略」を策定し、切れ目なく取組を進めることが求められたため、芦屋町では、第 1 期総合戦略の枠組を維持し、施策の見直しを行った第 2 期総合戦略を令和 2 年 3 月に策定しました。

2 改訂の考え方

今年度は第 1 期総合戦略の評価・検証及び、国が示した新たな取り組みを踏まえた第 2 期総合戦略の改訂、国勢調査などの最新値を反映した人口ビジョンの改訂を行います。

(1) 人口ビジョンの改訂ポイント

国及び県は平成 27 年度の国勢調査結果をはじめ各統計データの最新値を反映し、改訂を行いました。

芦屋町においても、最新値を反映し、人口の将来展望（2060年の人口）についても県が示した前提条件を活用して改訂を行います。

(2) 第 2 期総合戦略の改訂ポイント

人口減少や社会情勢の変化等を十分考慮しつつ、更なる施策の強化・推進を図った第 2 期総合戦略の改訂を行います。

①第 1 期総合戦略評価の実施

令和元年度実施状況及び第 1 期総合戦略 5 年間のまとめを行います。

②新たな取り組みや目標について

国及び県が第 2 期総合戦略で示した新たな取り組みや目標について検討を行います。

(ア) 持続可能な開発目標（SDGs）*の追加

※SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す 17 の国際目標のことです。

- ・ SDGs の 17 の目標と関連する施策の一覧表作成
- ・ 各施策ページに関連する SDGs 目標アイコンの貼付

③既存施策の改訂

既存施策については、時点修正を行います。

④第6次芦屋町総合振興計画との整合

令和2年度に策定を予定している、第6次芦屋町総合振興計画との整合を図ります。

3 改訂体制

第2期芦屋町総合戦略の改訂は、「芦屋町地方創生推進本部設置要綱」（平成27年5月28日告示第63号）及び「芦屋町地方創生推進委員会設置条例」（平成27年6月29日条例第19号）に基づき、推進本部や推進委員会において行います。

（1）地方創生推進本部

①構成：町長、副町長、教育長、競艇事業局局長、全課長

②所掌：下記のとおり

- ・芦屋町人口ビジョンの策定に関する事
- ・芦屋町まち・ひと・しごと総合戦略の策定及び推進に関する事
- ・芦屋町まち・ひと・しごと総合戦略の評価及び検証に関する事
- ・その他人口減少対策及び地方創生並びに地域活性化対策に必要な事項に関する事

（2）地方創生推進委員会

①構成：芦屋町地方創生推進委員会設置条例に基づき、専門的知識を有する者及び町民の中から町長が委嘱した委員10名で構成

※任期：令和2年3月5日～令和4年3月4日（2年間）

②所掌：町長の諮問に応じて、下記に掲げる事項について調査・審議を行い、町長へ答申を行います。

- ・芦屋町人口ビジョンの策定に関する事
- ・芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事
- ・芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価及び検証に関する事
- ・その他人口減少対策及び地方創生並びに地域活性化対策に必要な事項に関する事

（3）議会

9月議会で第1期芦屋町総合戦略評価、12月議会でパブリックコメントを行う人口ビジョン及び第2期芦屋町総合戦略（素案）、また、3月議会で人口ビジ

ョン及び第2期芦屋町総合戦略改訂の説明を行います。

(4) 関係各課

第1期芦屋町総合戦略評価及び第2期芦屋町総合戦略改訂について、調査及びヒアリングを実施します。

4 スケジュール

令和2年度中の改訂を予定し、P4のとおりとします。